

5. 保育料・給食費について



①	保育料（利用者負担額）は、 <b>同意書 ウラ面 記載例</b> 【負担額等を定める条例】
②	給食費 3,300 円（主食費+副食費）のうち、 主食費【560円】は、補助制度が適用されます。 副食費【2,740円】は、保護者及び世帯員（扶養義務者）の市町村県民税額が77,101円未満である、 又は同一世帯に属する小学校第3学年修了前の子どもの内、対象児がその3人目以降になる場合は免除 対象となります。 ※表示した給食費の金額は、令和4年9月26日時点のものです。規程の改正等に伴い変更されることが あります。
③	給食費免除対象者の切替えの時期は、9月です。 4月から8月までの期間は前年度市町村税額により、9月以降は当年度市町村税額により免除対象者を決定 します。
④	未申告又は給食費負担・免除の算定に必要な資料の提出がない場合は、正しく算定ができないため、最高額の 階層での決定を行います。
⑤	定められた給食費は、納付期限を守り確実に支払いしてください。
⑥	給食費等の滞納がある場合は、児童手当法第22条及び児童福祉法第56条第7項の規定に基づき、児童手当 からの特別徴収（天引き）や財産の差し押さえ等による滞納処分を行う場合があります。
⑦	欠席等で欠食になった場合、すでに納付した給食費は、原則還付しません。

6. 預かり保育について（預かり保育を利用する方は、ご確認ください。）

①	保育を必要とする事由等に変更（退職・転職・勤務時間の変更・就労・産休・育休など）があった場合は、速 やかに教育指導課で手続きをしてください。
②	保育を必要とする事由等に該当しない状況になった場合にもかかわらず、変更の手続きをしていない場合は、 預かり保育利用の中止、及び預かり保育料の支払いが発生する場合があります。

同意書の記載内容(両面)を  
 ご確認の上☑してください。

**【注意事項】**  
 ※黒のボールペン、黒インクで記入してください。消せるボール  
 ペンや鉛筆での記入不可です。  
 ※自署でない場合は、捺印してください。(シャチハタ、スタンプ  
 印不可)

上記内容について同意いたします。

令和 年 月 日

嘉手納町長 殿

保護者署名 (父・母)

保護者署名 (父・母)

ふりがな 対象児童氏名：
申し込み園 : 屋良 / 嘉手納 ( 才児 )